

# 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の 指定の取消しについて

平成29年 8 月18日

寝屋川市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号。）に基づき、下記の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取消しましたのでお知らせします。

## 記

### 1 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社ニライカナイ
- (2) 代表社員 奥菌 昭仁
- (3) 所在地 寝屋川市池田西町28番35号

### 2 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 訪問介護がじゅまる
- (2) 所在地 寝屋川市池田西町28番35号 サンエス原田305
- (3) サービスの種類 訪問介護、介護予防訪問介護
- (4) 指定年月日 平成23年5月1日

### 3 指定取消の理由

- (1) 法第77条第1項4号及び法第115条の9第1項第3号

対象事業所のサービス提供責任者にあつては、法第74条第2項及び大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号。）により、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画及び法第115条の4第2項及び大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第116号）により、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成しなければならないにもかかわらず、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者としての指定を受けた平成23年5月1日から、対象事業所においては、当該計画が作成されたことはなく、およそ適正な居宅サービス及び介護予防サービスの事業の運営をすることができないこと。

(2) 法第77条第1項6号及び第10号及び法第115条の9第1項第5号及び第9号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表の1注6及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表の1注2の規定により、介護職員初任者研修課程を修了した者（介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了している者を除く。以下「減算対象者」という。）をサービス提供責任者に配置している場合は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を行った所定単位数を減算しなければならないところ、次に掲げる事実が確認されたこと。

ア 平成25年4月1日以後も、減算対象者のみがサービス提供責任者としての業務を行うにもかかわらず、同日付け変更届出書によって、従前は2人あったサービス提供責任者のうち当該減算対象者を同責任者としめない旨の事実と反する届出を行い、かつ、その後においても、当該減算対象者がサービス提供責任者である旨の届出を行わなかったこと（法第77条第1項第10号及び法第115条の9第1項第9号違反）。

イ 減算対象者がサービス提供責任者であるにもかかわらず、平成25年4月以後に提供した指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護について、当該減算を行わないという偽りその他不正の行為により、当該減算に係る居宅介護サービス費及び介護予防サービス費の支払を受けたこと。（法第77条第1項第6号及び法第115条の9第1項第5号違反）

#### 4 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた居宅介護サービス費及び介護予防サービス費（加算金を含む。）について5,708,158円を返還させる。

※ 上記4についての所管は、高齢介護室になります。

〒572-8533

寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市 福祉部 福祉総務課

電話：072-838-0171